令和８年度スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託
企画提案競争実施要領

本公募は，令和８年度当初予算成立後，速やかに事業を開始できるようにするため，当初予算成立前に募集の手続を行うものです。委託事業者の決定や予算の執行は，令和８年度当初予算の成立が前提であり，今後，内容等が変更になることもありますので，あらかじめ御了承ください。

１　趣旨

この要領は，「令和８年度スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託」（以下「本業務」という。）において，企画提案競争により，業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

⑴　業務名
令和８年度スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託

⑵　業務の目的
スタートアップ企業と県内企業のマッチングや共創に向けた取組を支援することにより、県内企業の課題解決及び新規事業開発・社内ベンチャー等の創出を促進するとともに，県内スタートアップ企業の販路拡大や協業機会の創出を図り，本県におけるスタートアップエコシステムの形成につなげることを目的とする。

⑶　業務内容
別添「令和８年度スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託仕様書案」（以下「仕様書案」という。）のとおり。なお，仕様書案は，本企画提案競争の実施にあたり，本業務の条件を示すものであり，委託契約の締結にあたっては，採択された事業内容等について受託者として決定した企業等と県との間で契約仕様書を作成する。

⑷　履行期限
令和９年３月31日

⑸　契約上限額
12,819千円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

⑴　法人であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

⑷　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき，民事再生法（平成11年法律第225号）第21

条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき，手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし，鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

⑸　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また，次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ　自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品，その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ　アからオまでに掲げる者の依頼を受けて，応募しようとする者

⑹　都道府県税，消費者及び地方消費税を滞納していないこと。

⑺　政治団体，宗教上の組織若しくは団体，その他知事が適当で無いと判断する者でないこと。

４　失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

⑴　参加資格要件に該当しないことが判明した場合

⑵　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

⑶　企画提案書等に虚偽の記載があった場合

⑷　見積書記載の金額が予算上限額を超えた場合

⑸　会社更生法等の適用を申請する等，契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

⑹　審査の公平性を害する行為があった場合

⑺　その他，企画提案に当たり，著しく信義に反する行為があった場合

５　スケジュール（予定）

⑴　企画提案募集開始	令和８年３月１６日（月）	
⑵　質問書の提出期限	３月２５日（水）	
⑶　質問書への回答の公表	３月３１日（火）	
⑷　企画提案書等提出期限	４月１７日（金）	午後５時必着
⑸　審査委員会（プレゼンテーション方式）	４月２２日（水）	
⑹　最優秀提案者決定	４月２４日（金）	※予定

６　質問書

本業務に関して質問がある時は，質問書（別紙１）を提出し，回答を求めることができる。

⑴　提出方法

上記５⑵の期限までに電子メールにより提出し，電話で着信確認を行うこと。

⑵　回答

質問書に対する回答は，鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお，質問書に対する回答は，本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

７　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

※　企画提案書様式等は，県ホームページからダウンロードすること。

ア　提出かがみ文（様式１）

イ　企画提案書（様式任意）　※枚数制限なし

ウ　法人の概要資料（様式任意）

エ　費用見積書（様式任意）

積算内訳を具体的に示すこと。なお，総額は税込表示とし，小計に関しては税抜・税込それぞれ表示すること。

オ　鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式２）

カ　プレゼンテーションに用いる資料（必要な場合のみ提出）

⑵　提出期限

令和８年４月17日(金)午後５時必着

⑶　提出方法（電子ファイル及び郵送）

提出先へ電子メールにて提出し，電話で着信確認を行うこと。別途，７部を郵送で提出すること。（郵送も令和８年４月17日(金)午後５時必着）

※　カ「プレゼンテーションに用いる資料」については，電子ファイルのみの提出で構わない。

８　企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては，次の事項に留意すること。

⑴　企画提案書等の提出は１者１案とする。

⑵　仕様書の内容以外に，契約上限額を超えない範囲で，本業務の目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。

⑶　採用された企画提案書の著作権は鹿児島県に帰属するものとし，県は本事業の実施に必要な範囲で利用する。

⑷　委託契約の締結に当たり，協議の上，企画提案の一部を変更する場合がある。

⑸　企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

⑹　企画提案書等の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

⑺　企画提案書等は返却しない。

９　審査方法及び審査結果

⑴　審査方法

ア　審査は，別に定める「スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託企画提案競争審査要領」に基づき，スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託企画提案競争審査委員会(以下，「審査委員会」という。)により，実施する。

イ　審査は，プレゼンテーションによる審査とし，プレゼンテーション実施後，審査委員会において審査し，選定する。

⑵　プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は，オンラインにより下記のとおり開催予定であり，詳細については，別途，企画提案書の提出者に通知する。

ア　日時：令和８年４月22日(水)

イ　概要

・　１提案者あたり20分(説明10分，質疑応答10分)以内とし，後日，審査委員会が指定する時間割により個別に行うものとする。

・　説明は10分を超過しないこと。10分を超過した場合，説明の途中であっても直ちに中止し，質疑応答に移る。

・　提出した企画書等（７⑴イ「企画提案書」又はオ「プレゼンテーションに用いる資料」）に基づきプレゼンテーションをすることとし，追加資料の配付は原則として認めない。

⑶　審査・選考基準

主な審査・選考基準については，別紙２のとおりとする。

⑷　審査結果

審査結果は，全ての提案者に対して書面により通知する。

なお，審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

10　契約

⑴　最も優れた提案を行った者を契約候補者とし，鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。

⑵　業務内容を修正した場合においても，２⑸に定める額を上限とし，何らかの理由により必要経費が増額となる場合でも，契約締結後の契約金額の増額は認められない。

⑶　本業務の委託契約は，鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては，契約書を２部作成し，各１通を保有する。

⑷　委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

11　その他

⑴　企画提案書等は，提案者に無断で使用しないが，審査に必要な範囲において複製を作成する。

⑵　本業務の実施に当たり，企画提案書等に記載された総括業務責任者は，特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

12　担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県商工労働水産部産業立地課新産業創出室スタートアップ支援係

（担当：福坪）

〒890-8577　鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号

電話番号　099-286-2897　電子メール　startup@pref.kagoshima.lg.jp

別紙１

令和　　年　　月　　日

企画提案競争実施要領等に関する質問書

（令和８年度スタートアップ×かごしま企業共創プロジェクト事業業務委託）

質問項目	
質問内容	
商号・名称	
所属・担当	
ＴＥＬ	
E-mail	

別紙２

審査基準

<table>
<tr><th>審査項目</th><th colspan="3">審査の視点</th></tr>
<tr><td colspan="4">趣旨や目的の基本理解</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">［趣旨や目的の理解度］
本業務の趣旨や目的を十分に理解し，今後の本県における取組を検討する上で，有益な助言・提案が期待できるものとなっているか。</td></tr>
<tr><td colspan="4">業務運営体制</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">［実績］
これまで，同種の業務の実績を豊富に有しているか。</td></tr>
<tr><td colspan="3">［実施体制］
業務を確実に履行できる体制が確保されているか。</td></tr>
<tr><td colspan="4">実施スケジュールや必要経費の適切さ</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="3">契約上限額の範囲内で必要経費が適正に計上され，合理的な見積内容となっているか。</td></tr>
<tr><td colspan="3">提案された実施スケジュールは，現実的で円滑な実施が可能なものとなっているか。</td></tr>
<tr><td colspan="4">事業効果の高さ</td></tr>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="3">県内企業提案型共創支援に関する事項</td><td>①</td><td>オープンイノベーションに関する知識や情報の習得及び企業間ネットワークの形成に繋がる内容となっているか。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>共創に向けた個別支援の内容が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>スタートアップ等との幅広いネットワークを有し，実効性の高いマッチングが期待できるか。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">スタートアップ販路開拓・協業等支援に関する事項</td><td>①</td><td>販路拡大及び協業機会の創出に向けた支援内容が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>県内外の事業会社，公的機関，海外バイヤー等とのネットワークを有し，実効性の高い商談機会の創出が期待できるか。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>採択企業の認知度向上に向けた支援内容が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共通事項</td><td>①</td><td>県内企業及びスタートアップの事業参加を促進する取組や広報内容が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>上記のほか，業務の目的を達成する上で，有益な追加提案や独自の効果的な手法・工夫がなされているか。</td></tr>
</table>